

石綿飛散防止対策に係る主な論点（素案）

吹付け石綿等の特定建築材料が使用されている建築物等の解体等において、現行の大気汚染防止法の制度から更に石綿の飛散を防止するためには、次の主な論点が考えられる。

1. 立入権限の強化について

現状の大気汚染防止法では、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出された建築物の解体現場等に対して立入検査を実施できることとしている。しかし、届出書が提出されていない建築物の解体現場等に対しては、石綿の使用のおそれがあっても立入検査を実施できず、石綿使用の有無の確認ができない。

<論点>

- ・石綿使用のおそれの定義（建築年数、構造等）。
- ・大気汚染防止法における事前調査の義務付けの要否。

2. 敷地境界等における石綿濃度測定義務化及び測定結果の評価について

特定粉じん排出等作業において、敷地境界等における大気濃度の測定の義務は無いため、石綿飛散の有無の確認ができない。

自治体あるいは自主的に事業者が石綿の大気濃度測定を実施している場合があるが、測定結果の評価方法（基準設定等）がなく、石綿飛散の有無の判断が不明確である。

<論点>

- ・大気濃度測定義務を法律に規定（ばい煙発生施設等と同様）すべきか、規則に規定（作業基準）すべきか。
- ・測定未実施の場合の罰則規定の要否（ばい煙発生施設は規定有）。
- ・測定結果の評価方法の設定（作業管理基準として設定、健康リスクの基準として設定）。
- ・測定結果の評価を踏まえた対応（作業基準遵守命令、一時停止措置命令、罰則）。

3. 大気濃度測定に係る試料採取及び分析について

複数の省庁でそれぞれの目的に応じ、測定場所、試料採取時間等を規定していることから、施工事業者、測定機関がどの方法を採用するか混乱が生じている。

技術を有しない測定機関が試料採取を行った場合、排気口の気流を考慮せず採取地点を決定する、または機器の操作ミスによる不適切な試料採取を行う等の不適切な試料採取が行われる可能性がある。

試料の分析に時間を要した場合に、分析結果が判明した時点で除去作業が終了しており、結果を飛散防止対策に役立てることができないことが考えられる。

<論点>

- ・ 具体的にどのような測定方法にするか。
- ・ 測定場所をどのように定めるか（敷地境界、建屋境界、養生周辺等）。
- ・ 測定対象物質を何にするか（総繊維、石綿繊維）。

技術を有しない分析機関が試料の分析を行った場合、石綿繊維の見落とし等の不正確な計数が行われる可能性がある。

<論点>

- ・ 分析事業者登録制度の要否。

4. 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去する時の石綿飛散防止対策について

大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、自治体等から作業基準の設定の要望がある。

<論点>

- ・ 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去作業に係る作業基準の設定の要否。